

微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 一覧 <7>

政令で定める都市-1

平成22年8月23日現在

札幌市	平成22年度申請期間	当該年度の2月末まで
	対象者 事業場	札幌市内において、微量PCBに汚染されているおそれのある電気機器を有する(使用または保管している)事業者又は個人
	対象機器	微量のPCBに汚染されているおそれがある高圧トランス(柱上トランスを除く)、高圧コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、遮断器、整流器、開閉器、放電コイル、中性点接地抵抗器
	補助率 補助額	絶縁油のPCB濃度分析費用の1/2(試料採取手数料、郵送料などは除く)。ただし1台あたり、15,000円を上限とする
	問合せ 窓口	環境局環境事業部事業廃棄物課特定廃棄物係 電話 011-211-2927(直通)
千葉市	平成22年度申請期間	平成22年5月6日～平成22年12月22日
	対象者 事業場	千葉市内の事業場において、PCBを含有している疑いのある廃電気機器等を保有している者
	対象機器	製造者等に確認してもPCB含有の有無が不明な電気機器のうち、高圧トランス(柱上トランスを除く)、高圧コンデンサ、遮断機、開閉器、リアクトル、整流器
	補助率 補助額	分析費の1/2(ただし、1検体につき上限10,750円) 分析のための試料採取費の1/2(ただし、1事業場につき上限11,000円)
	問合せ 窓口	環境局環境管理部産業廃棄物指導課 事業所係 電話 043-245-5682
横浜市	平成22年度申請期間	平成22年7月1日～平成23年1月31日
	対象者 事業場	横浜市内の中小企業者、集合住宅の管理組合等
	対象機器	横浜市内で現在保管されている、使用している電気機器
	補助率 補助額	資料採取費等を含む分析費用の1/2 ただし、1台につき上限30,000円まで
	問合せ 窓口	資源循環局産業廃棄物対策課 電話 045-671-2513,2514
川崎市	平成22年度申請期間	平成22年7月1日～平成23年1月31日
	対象者 事業場	
	対象機器	絶縁油にPCBが含有している可能性のあるトランス、コンデンサ等で交付申請時点で市内の事業所で使用中又は保管中のもの
	補助率 補助額	試料採取費等を含む分析費用の1/2 ただし、1台につき上限30,000円まで
	問合せ 窓口	環境局生活環境部廃棄物指導課計画推進係 電話 044-200-2596
新潟市	平成22年度申請期間	
	対象者 事業場	以下のいずれにも適合する事業者 1.中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 2.市内において使用又は保管されている電気機器の絶縁油中のPCB含有量分析を民間検査機関に委託すること
	対象機器	変圧器、コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、その他の電気工作物、電気製品に組み込まれた機器及び蛍光灯安定器
	補助率 補助額	分析費(出張採取費用を含む)の1/2 1台あたり22,500円を限度とする(100円未満が生じた場合は切り捨て)
	問合せ 窓口	産業廃棄物対策室 電話 025-228-1000

微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 一覧 <7>

政令で定める都市-2

平成22年8月23日現在

名古屋市	平成22年度申請期間	平成22年6月1日～平成23年2月15日
	対象者事業場	名古屋市内において、微量PCBに汚染されている可能性がある電気機器を所有している法人又は個人のうち、計量証明事業者に依頼して、申請対象となる機器の測定を行う方
	対象機器	変圧器(柱上変圧器は除く)、コンデンサ、リアクトル、計器用変成器、遮断器、整流器、開閉器、放電コイル、中性点抵抗器
	補助率補助額	補助対象機器1台につき、PCB濃度測定費とそれに要する試料採取費を含めた費用の1/2(百円未満切り捨て)ただし、補助対象機器1台につき、20,000円(消費税を含む)を限度とする
	問合せ窓口	環境局事業部廃棄物指導課 電話 052-972-2392
大阪市	平成22年度申請期間	平成22年4月30日～平成23年1月31日
	対象者事業場	大阪市内で補助対象機器を保有している民間事業者及び個人
	対象機器	微量PCBの混入の可能性を否定できない機器のうち、9機種(トランス、コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、遮断器、整流器、開閉器、中性点接地抵抗器)ただし、低圧機器(交流600V以下、直流750V以下)は補助対象外
	補助率補助額	PCB分析費用(分析のための試料採取及び運搬費用を含む)の1/2ただし、1検体につき15,000円を上限とする
	問合せ窓口	環境局 事業部 産業廃棄物規制担当 電話 06-6630-3287
堺市	平成22年度申請期間	平成22年4月1日(木)～平成22年12月28日(火)
	対象者事業場	堺市内に補助対象機器を保管している民間事業者及び個人
	対象機器	微量PCBの混入の可能性を否定できない機器のうち、9機種(トランス、コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、遮断器、整流器、開閉器、中性点接地抵抗器)ただし、低圧機器(交流600V以下、直流750V以下)は補助対象外
	補助率補助額	PCB測定費用(PCB分析費用及び試料採取費用)の1/2 1検体につき15,000円、1事業者もしくは1個人につき20検体/年度を限度とする
	問合せ窓口	環境局 環境保全部 産業廃棄物対策課 電話 072-228-7476
神戸市	平成22年度申請期間	平成22年4月1日～平成23年2月28日
	対象者事業場	神戸市内で微量のPCBの汚染された絶縁油を含む可能性のある電気機器を使用または保管している法人または個人であって、PCBの分析を行おうとする方
	対象機器	神戸市内で使用または保管されているトランス類やコンデンサ類(低圧機器を除く)
	補助率補助額	分析に要する費用(試料採取を含む)の1/2 ただし1台あたり15,000円を上限とする
	問合せ窓口	環境局 事業系廃棄物対策室 電話 078-322-5306
岡山市	平成22年度申請期間	
	対象者事業場	微量PCB汚染廃電気機器等に該当する可能性のあるトランス等を岡山市内(岡山市外を除く)に保有している事業者
	対象機器	
	補助率補助額	分析に要する費用(試料採取費用、運搬費用含む)の1/2 ただし、1事業者あたり500,000円/年を限度とする
	問合せ窓口	産業廃棄物対策課 電話 086-803-1303,1304

微量PCB汚染廃電気機器等把握支援事業 一覧 <7>

政令で定める都市-3

平成22年8月23日現在

広島市	平成22年度申請期間	平成22年2月1日～
	対象者 事業場	本市の区域内において補助対象機器を所有し、計量証明事業者に依頼して、PCB濃度の測定を行う事業者
	対象機器	次の12種類の電気工作物で、広島市内で使用し又は保管中のもの ただし、製造年月、型式から、意図的にPCBが使用されていることが明らかな電気機器を除く 1. トランス 2. 電力用コンデンサー 3. 計器用変成器 4. リアクトル 5. 放電コイル 6. 電圧調整器 7. 整流器 8. 開閉器 9. 遮断器 10. 中性点抵抗器 11. 避雷針 12. OFケーブル
	補助率 補助額	PCB濃度測定費用(分析・試料採取・報告書作成費等)の1/2の金額(1円未満切捨) ただし、1台当たり15,000円を上限とする
	問合せ 窓口	環境局 業務部 産業廃棄物指導課 計画係 電話 082-504-2225
福岡市	平成22年度申請期間	平成22年6月1日(火)～平成23年1月31日(月)
	対象者 事業場	微量のPCBに汚染されているおそれのある電気機器等を保管している福岡市内の事業者の方
	対象機器	コンデンサ、トランス、リアクトル、計器用変成器、放電コイル、整流器、遮断器、開閉器の中で、微量のPCBに汚染されているおそれがあり、PCB測定を行わなければ微量PCB汚染廃電気機器であるかわからないもの
	補助率 補助額	検査対象経費(分析費用及び試料採取費用)の1/2 ただし、一検体につき15,000円を上限とする(1,000円未満切捨)
	問合せ 窓口	環境局 循環型社会推進部 産業廃棄物指導課 電話 092-711-4303